

## せんこうかん 湊行館文庫から見えてくるもの

新城市設楽原歴史資料館館長

湯浅 大司

今ご紹介しました新城市の湯浅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私が普段いるところは、長篠・設楽原の戦いがあった場所にある博物館で、長篠・設楽原の戦いのことや火縄銃のを中心にした展示を行っています。

ただ、そういった場所ではあるのですが、新城市の古代から現在に至るまでの新城市域の歴史について、文化財も含めて仕事としてやっております。もともと歴史が好きだったことありますが、今日お話しする湊行館文庫に最初に出会ったのは学生の頃です。卒業論文で雨乞いについて調べておりました。新城には『町役場日記』という寛政期（一七八九〜一八〇一）ぐらいから幕末に至る六〇年間の記録、御用留というものがあります。これをずっと拾い上げていくと、新城から三河地域にかけての雨乞いの様子がわかってくるのです。それを調べていく中で、この湊行館文庫の中にも「雨乞日記」というものがありました。

最初、さんずに「全」と書いて何と読むのかなというところから入って、漢和辞典には字としては出てくるのですが、普段使わない字なので、なかなか「せん」とは読めなかった覚えがあります。ただ、卒業論文を書くにあたっては、ずいぶん助けていただいたという思いがあります。

新城市役所に入った後は、こうした古文書になかなか触れる機会がありませんでした。ただ、私が市役所に入った平成四年（一九九二）頃に、新城の歴史を調べるうえで欠かすことのできない資料である『千郷村史』が、地域の方々により復刻されました。この本は、昭和初期ぐらいに、今泉忠左衛門さんという方が、地域の歴史を丹念にまとめたものです。この本のすごいところは、大化の改新の頃からの新城の歴史がずっと書いてあるということです。大化の改新とか藤原時代の記述については、どこまで信用していいのかという疑問があります。だから、注意しながら利用していかねばならないのですが、すごく助けられる側面もありました。『千郷村史』をひもときながら、ここは使っていないのかなとかまずいかなとか、ここはどこを出典としているのだろうということ調べてながらやっています。

この『千郷村史』をまとめられた今泉忠左衛門さんの資料は、本来であれば散逸してもおかしくなかったのですが、それを榊原淳一郎さんという方が、一括して管理をくださったおかげで、この膨大な資料が残ったことが新城にとって非常によかったことだと思っております。

今回、県史編さんのために調査が行われ、その後、愛知県公文書館に資料が入ったということで、『千郷村史』の元になった資料がもしかしら含まれているのかもしれないということが、一つ大きな期待としてありました。

ただ、さすがにそこまで古い記録はなく、今泉家の資料というよりも、杉山村の資料が非常に多く入っていました。これらについても本来だったら散逸していた可能性がある資料です。地域にとっては非常に大切な資料が残されたわけです。

それを、今回、県史でしっかり整理分類し、公文書館で展示していただいたりしていただいたおかげで、私たちはそれを活用しながら新城の歴史を深めていけるのかなととらえております。

今日は、湊行館文庫の資料をピックアップしながら、話を進めていきたいと思います。

まず、杉山村というところはどうかということを見ていきたいと思います。お手元の資料に新城市の地図があるかと思いますが、中央よりちよつと下の辺り、黒丸のところが杉山村です。新城市は、平成十七年（二〇〇五）に新城市・鳳来町・作手村が合併して、今の新城市となっています。その中で、杉山という地域は旧新城市にあった村、行政区で豊川市に近い方の集落になります。新城市役所のすぐそばの新城小学校のある場所に、江戸時代は殿様がいました。杉山村は城下町ではないですが、新城の町に比較的近いところにあつたわけです。今は杉山ということでの大きな括りにはなっていますが、江戸時代、杉山村は東西に分かれていました。今泉忠左衛門さんが関わっていたのは、西杉山村の方になります。

新城はもう八割以上は山地なのですが、杉山という地域は山をそれほど抱えてない地域になります。どちらかといえば、新城の中でも開けたところになります。人口は江戸時代の初期で、三五〇人ほど、明治に入っても三八〇から四〇〇人足らずで、人口がすごく多い地域ではなく、どちらかといえば山村に近い、農業を主体とした地域だったといえます。

では、実際どういった土地があつたのかということを見ていきます。

湊行館文庫には検地帳等が残されています。慶長九年（一六〇四）では、田が上中に分かれています。三〇〇反ほど、畑が二二五反ほどありましたが、それが、明治五年（一八七二）では、田が三一一反、畑が四一反で

畑が大幅に増えています。これは、「永荒」といって災害等で耕作ができなくなっていた土地が、収量が上がるようになったためだと思います。

田地は上田が比較的多く、畑についても上畑が多いことから、この地域は比較的耕作しやすい地域であつて、人が住みやすい地域であつたということが推測できます。

私たちが地域に残されている古文書を拝見させてもらう際、「うちには借金の証文しかないよ」とよく言われます。実際、借用証文がたくさん残っていることはあります。先ほどの曲田先生のお話にもありましたが、借用証文は、経済状況がわかるとしても大切な資料なのです。ただ、借金をしていると、経済状態があまり良くないという印象があります。

湊行館文庫の資料を見ていくと、借用証文がいっぱい出てきました。明治ぐらいまで何通も残されています。

今泉家は、どちらかというと言つて貸す方が多かったです。西杉山村の庄屋をやっている中で、村の中でも裕福なお宅だったかと思えます。だから、病人が出たのでしばらく耕作できないだとか、すぐに入り用のお金ができたので貸してくださいっていうような話があつた時には、お金を貸し出しています。リストにしてみました。貸す側は今泉家が多く、借りる側は村人だったり、村を跨いだ人たちだったりします。今泉家は、杉山村を越えたもう少し広い範囲の中で、ちよつと家格が高いとか比較的裕福な庄屋の一つになります。お金の貸し借りの流れというのは、地域の興味深い面を示すことがあります。今泉家は他からお金を借りるということがほとんどありませんでした。五〇戸ほどの集落だと、庄屋は村人にお金を貸しはしますが、大きなお金が必要になったときは、一つ上の、ここで言うなら今泉忠左衛門家に借りにいったりします。お金の貸し借りのランクみ

たいなものが見えてくるわけです。

新城にはいわゆる大庄屋といって、いくつかの村を取りまとめるような庄屋が存在しています。大庄屋はいろいろな人にお金を貸すのですが、殿様である菅沼家にもお金を貸すぐらいの大庄屋もいました。こうした観点で借用証文を見ていくと、村と村のつき合いとか、それから村の中の庄屋の立ち位置とか、人と人の繋がりなど見えてきます。

曲田先生のお話にもありましたけれども、今泉忠左衛門家の借用証文を見ても、武家から金を貸してほしいというものがありません。二両とか三両とかで大金ではないですが、武家にもお金を貸しています。ただ、今泉忠左衛門家が金融業をやっていたという話は聞かないので、曲田先生のお話にあったようないわゆる公金を貸すということがあったのかについては、整理し直してみないといけないかと思っています。

借用証文でわかることがもう一つあります。これもやはり先ほど曲田先生がお話されていたように土地の集積が見えてくるということです。

みんながみんな借りたお金を必ず返せるわけではないのですから、担保として土地を押さえています。丹念に調べていけば、今泉家が単なる庄屋から、それを抜け出すような大きな庄屋に変わっていったのかわかっていくかと思えます。三五〇人程度の大きいとはいえない集落の庄屋が、自分の土地を増やし、小作人に耕作をさせることにより資産を形成し、地域の中核になっていく過程を追求できるかなと思っています。

次に「村送り一札之事」についてお話しします。

「村送り一札之事」というのは、庄屋とか村役人の仕事の一つで、今でいう市役所の戸籍事務になります。結婚するとか、誰かのところへ養子に入るとか、そういったことがあるときには、村役人が一筆を書いて相手先の

村へ送るっていうことをしています。送り状には、この人はもともと仏教徒で檀那寺がどこかだとか、誰のところへ嫁に行くからよろしく頼むとかいうことが書かれていて、相手方の庄屋に送ることで、村の中で認知してもらい、交流関係を成立させるという役割を担っていました。

今泉家も庄屋として、この仕事に関わっていたので、村送り一札も残っています。これを丹念に調べていくと、杉山村がどのように地域と結びついていたかがわかってきます。いわゆる婚姻圏です。杉山村の人がどのあたりの人達と結婚していたか、結婚といっても、今みたいに恋愛というのは難しいと思いますので、村同士のつき合いの中で、バランスを考慮しながら婚姻関係を結んでいくわけです。それでも、村同士のつき合いが全くないところへはやっぱり嫁に行くとか養子をもらうとかということはそんなに多くはありませんので、婚姻圏を調べていくと、地域の繋がりがどうだったかということが見えてくると思います。

それをまとめたのが図1です。ここに字名の入っている村が、杉山村と関係があったところになります。まとめてみると、ちょっと杉山は特殊なのだということがわかりました。新城は設楽郡と八名郡に分かれています。設楽郡と八名郡を分ける大きな境になるのが豊川です。豊川の東側が八名郡で、西側が設楽郡になるわけです。他の地域の資料をみても、豊川より手前側の村に嫁に行くとか、養子にとるとかが多く、本当に村の周辺だけで済ませていて、川を越えての婚姻はほとんど出てきません。川に比べて、山はあんまり障害になっていないようです。新東名のすぐ北側に雁峯山というすごく大きな山があるのですが、その山を越えたところの人とも結婚している人もいます。もう少し北へ行くと、もつと山と山を越えたつき合いが増えてきます。一方で、川を越えたつき合いはほとんどみられません。





いては幕府の中で何の役職にもつけない。役職に就くための「袖の下」を出すために、かなり年貢の取立てが厳しかったという話を今でもお聞きします。

新城の菅沼家は、役に就くためにお金をそれほど必要としなかったというところ、名古屋ほどたくさんのお金があったわけではないですが、吉田から飯田へ抜ける街道筋に新城の町があったことから、比較的商人が裕福だったため、商人から入ってくるお金もかなりあったようで、村から苛烈に年貢を取り立てる必要はなかったようです、そういった意味で、新城は領民にとって過ごしやすい地域だったかと思えます。

それから、米の収量が悪いときには、年貢を軽減することもかなりやっていたので、一揆が起きなかつたのだらうと思っています。

ところが、明治になると、新城で大一揆が起きます。蓑着騒動といわれる設楽郡から八名郡、宝飯郡までにわたる一揆です。

明治三年（一八七〇）に、今で言う台風が何回か襲来し、また、潮風によって作物が枯れる被害がでて、不作が予想されました。これに対し、伊那県、いわゆる政府の方が厳しい対応をとったことよって大きな騒動に発展したわけです。

今年も稲や畑の収量が上がらないということ予測した農民たちが、当時伊那県の足助支所に、江戸時代にやっていたように年貢をまけてください、もしかしたら冬を越せないかもしれないからお金を貸してくださいと願いました。それに対して、「却下に近い取り下げ」とありますが、伊那県の役人が来て、検査をした時に、村役人が収量の見込みを示すと、その収量まで到達したらどうやって責任取るのかと脅されて、みんな引き下がってしまったのです。

実際に畑の収穫が始まってみると、もう全然足りない。そこでもう一度減免を願い出たところ、取り下げたのだらうと言われて却下されてしまいました。

このことを知った人たちが、あの人たちでは頼りにならないってことで、だんだん騒動の方へ向かってしまうことになりました。

十一月の終わりぐらいに、車廻状が村々を回ってきます。それを見たあの村の庄屋がこれはまずいと言って、足助支所へ、今こうなのが回っている方がいいのか、どうしようと相談をしたところ、何とか食い止めると言われてしまいます。そこで、村人を説得しようとするけれども、減免をしてもらいたい村の人たちに対して、減免しないという説得はありえないので、結局、庄屋の言うことを村々は全然聞いてくれないという状態になってしまいます。そこで、足助支所の役人が来て、何とかすると説得したことで、騒動は一旦沈静化します。

しかし、何もできないという結論を足助支所の役人が待ってきたため、村側は何とかして欲しいという届け出を再度出しますが、結局もそれも認めてもらえない。そこから騒動が始まっていきます。設楽郡の六〇か村、八名郡の四か村、宝飯郡の八か村で二〇〇〇人の人たちが大挙して、伊那県の役所へ押し寄せます。

新城では杉山村の人たちに動きが出てきます。半田春平という村の役人をやっていた人、この人はすごく若い人で当時三九歳だったのですが、あちこちを巡って武者修行するような感じの人で、義の心の強い人だったようです。その人が中心になって、蓑を着て鎌を持って集まるよう、各村々の人に呼びかけます。

これに対し、村の役人たちは新城の永住寺で、対策の相談をします。交

渉の中で、減免の願いを出すということになり、騒動は一旦沈静化しますが、これもまた、伊那県から却下されてしまったことで、集まった人たちが暴徒化してしまいました。結局、どうしようもなくなり、豊橋とか岡崎、飯田から兵が出てきて、騒動を鎮圧することになります。

延べで六〇〇人ぐらいの人たちが暴徒化したと言われています。鎮圧されるといふ状態になったものですから、何の解決もないまま抑え込まれて首謀者はみんなとらえられてしまいます。この時に、半田春平始め九一人が捕縛されています。半田春平は一番の首謀者だということで、飯田まで連れて行かれ、最後は獄中死しています。

ただ、半田は村人たちからは、非常に感謝される存在だったので、まだ幼い子供たちがいたようですが、世話を村人がみんなでしたという話が残されています。

最後に、淫行館文庫にある蓑着騒動についての資料が、県史に掲載されていますので紹介したいと思います（『愛知県史 資料編23 近世9』四〇四・四〇六・四一一）。

四〇四は、どうやってこの騒動地域の人たちを抑え込んだのかわかる資料です。車廻状について、自分たち五〇〇人が誰にも相談せずにやりました。村人の人たちをないがしろにしました。自分たちの考えでこういう連判状を作りましたという事で、誰が悪いわけじゃなく、自分たちが全部やったと背負い込んで、村人に謝ることで収めようとしたということが見て取れると思います。

四〇六を見てください。西杉山村の半田春平のことになります。最後の行に、庭野村の名主源治等を打ちたたいたとあります。この名主源治という人はどちらかというと伊那県側について、村人を押さえ込む側というか、

抑え込む側にならざるをえない立場だったかと思いますが、そういう人に対して、暴力を振るったことで、名主の身分を取り上げたということが書かれています。名主を取り上げたのが明治四年九月ですので、半田が逮捕された後のこととなるので、村としてやっぱり体面を保つということをしたのかなと思います。

四一一番の資料です。明治二年（一八六九）ですので、少し前の資料になります。内容ではなく、最後のところが、杉山村がこの地域の中で置かれた位置がよくわかると思います。

下平井村より川田村まで。同日夜四つ時山村より受け取り即刻東杉山村へ順達すとあります。こういうことかということ、この書類は下平井村から川田村まで回す書類で、いわゆる閲覧版みたいなものです。それで、十二月五日の夜四つ時に隣村の山村から回ってきて、庄屋がそれを書き写して、それをそのまま隣村の東杉山村へ送りましたということになります。

ここで書き留めたものというのが、いわゆる「御触書留帳」というお触れを書きとめたものになります。

こうやって、お役所から来たものをどんどんまわしていくというのをしたのだなということが、おわかりいただけるかと思います。

榊原さんの資料について、私たちもまだしっかり見ていない状況の中で、見ることができた範囲のことについてお話をさせていただきました。

非常に重要な資料群ですので、今後こういったものを、新城市としても活用しながら、より深めていけたらなと考えております。

私のお話は以上です。  
どうもありがとうございました。